

奈良県公安委員会告示第517号

道路交通法(昭和35年法律第105号)第44条第2項第2号の規定に基づき、奈良市内の乗合自動車の停留所における旅客の運送の用に供する自動車の停車又は駐車に関して関係者と合意したので、次のとおり公示する。

令和8年9月8日

奈良県公安委員会
委員長 菊池 武之祐

旅客の運送の用に供する自動車が 停車又は駐車をする乗合自動車の停留所			停車又は駐車 をする旅客の運 送の用に供する 自動車の範囲	停留所における左 欄の停車又は駐車が 道路又は交通の状況 により支障がないも のとなるようにする ため必要と認める事 項
停留所名称	所在地	備考		
五条山新町一丁目	奈良県奈良市五条町1201番地の14先	北側	奈良市が行う 旅客の運送の用 に供する自動車 (奈良市コミュニ ティバス)に限 る。	最左欄の停留所 における左欄の停車又 は駐車は、左欄に係 る運行時間内に限 る。 最左欄の停留所を 使用している一般乗 合旅客自動車運送事 業者と運行時刻につ いて調整を図ること。
		南側		
六条西・緑町	奈良県奈良市六条西二丁目 6 番23号先	北側		
	奈良県奈良市六条緑町三丁目 7 番19号先	南側		